

# ブ ロ ッ ク 塀 等

## 撤 去 工 事 等 助 成 制 度

道路等に面したブロック塀等の撤去工事及び撤去後のフェンス等設置にかかる費用の一部を助成します。工事の契約をする前に必ずご相談ください。

この助成制度において、

### 「ブロック塀等」とは？

石造、れんが造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、万年塀その他これらに類する塀およびこれらと一体となった門柱のことを「ブロック塀等」としています。

### 「フェンス等」とは？

地震に対して安全な構造であるフェンスその他これに類するものを「フェンス等」としています。  
設置予定のものがある場合は、申請前に図面等をお持ちのうえ、窓口にてご相談ください。

### 「道路等」とは？

建築基準法第42条に規定されている道路、または一般の交通に使用されている通路のことを「道路等」としています。

### 「避難路」とは？

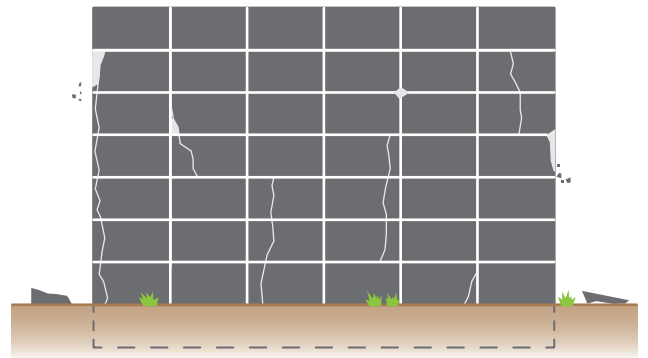
幅員4m以上の道路、または区が指定する通学路のことを「避難路」としています。

### 「狭あい道路」とは？

建築基準法第42条第2項に規定する道路のことです。  
ブロック塀等が狭あい道路に面する場合は、拡幅整備協議を行う必要があります。

### 現況の塀（例）

- ・ぐらぐらしている
- ・ひびが入っている
- ・控え壁がない 等



### ブロック塀等の撤去後

**撤去のみ** または **撤去後にフェンス等の設置**を行う場合も助成対象となります。

※ブロック塀等の撤去は、原則基礎の撤去もさせていただきます。



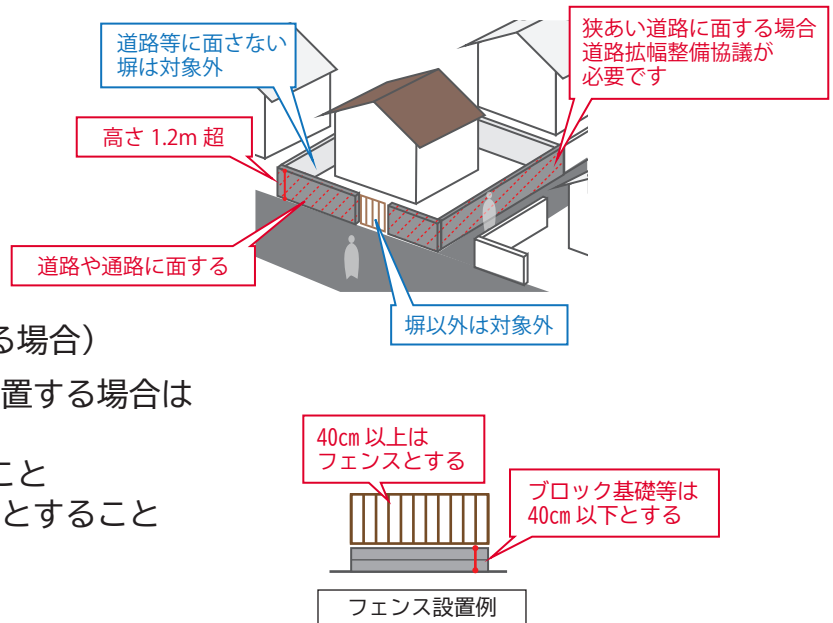
※避難路の確認は、建築課耐震化促進係（9階）にて  
 ※狭あい道路の確認は、建築課道路判定係（9階）にて  
 ※道路拡幅整備協議については、道路建設課狭あい道路整備係（9階）にて

## ■助成対象者

- 対象となるブロック塀等の所有者
  - 住民税等を滞納していない方
- ※所有者＝申請者＝工事契約者となります

## ■助成要件

- 工事契約を締結していないこと
- 道路や通路に面しているもの
- 高さが 1.2m を超えているもの
- 倒壊の恐れのあるもの
- 基礎も撤去すること
- 道路拡幅整備協議を行ったもの  
(ブロック塀等が狭あい道路に面する場合)
- 撤去後、新たに塀やフェンス等を設置する場合は  
以下 2 点を満たすこと
  - ・ 地震に対して安全な構造であること
  - ・ 高さ 40 cm 以上の部分をフェンスとすること



## ■助成金額

「撤去のみ」、もしくは「撤去+設置」のいずれかでお申込みいただけます。「設置」のみでのお申し込みはできません。

**ブロック塀等の撤去**

①②のいずれか少ない額

① 塀の撤去に要する費用（税抜）

② 撤去塀の長さ<sup>※1</sup>(m)×17,000(円/m)  
(高さ 1.2m 超の部分)

× **避難路<sup>※2</sup>**  
9 / 10

× **避難路以外**  
4 / 5

千円未満切り捨て

**撤去の助成金額**  
【限度額 90 万円】

**新設フェンス等の設置**

①②のいずれか少ない額

① フェンス等の設置に要する費用（税抜）

② 新設フェンス長さ (m)×10,000(円/m)  
(撤去塀長さが上限)

× **避難路**  
9 / 10

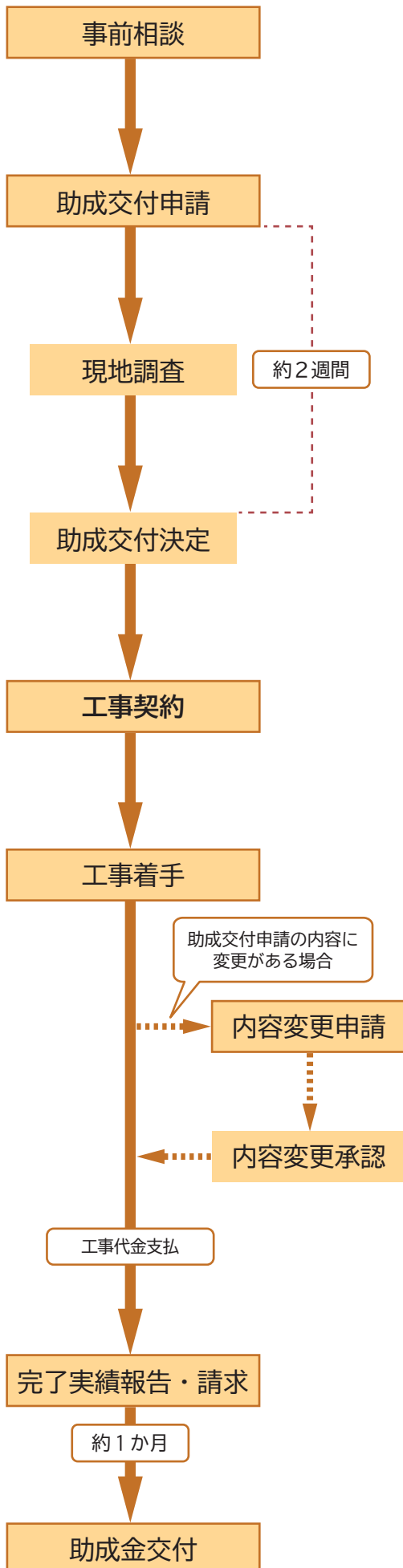
× **避難路以外**  
4 / 5

千円未満切り捨て

**設置の助成金額**  
【限度額 50 万円】

※1：撤去塀の長さは現地調査時に区職員が計測し、決定します  
※2：避難路については 1 ページ目をご確認下さい。

## ■ 手続きの流れ



## ■ 提出書類

### 助成交付申請時

#### 目 提出書類 (共通)

- 助成金交付申請書 (第1号様式)
- 土地の全部事項証明書
- 既存塀の図面 (配置や構造がわかるスケッチ等)
- 既存塀の全体が分かる写真 (2枚以上)
- 撤去工事の見積書
- 生活道路拡幅整備協議書の写し (※対象の塀が狭い道路に面している場合)

#### 人 申請者が個人の場合

- 申請者の本人確認書類 (運転免許証など)
- 申請者の住民票の写し
- 申請者の住民税納税証明書 (前年度のもの)

#### 冊 申請者が法人の場合

- 履歴事項全部証明書
- 法人税納税証明書

#### 人々 土地所有者が異なる場合や複数いる場合等

- 所有者全員分の同意書

#### 人々 代理の方がお手続きされる場合

- 委任状 (所有者の押印のあるもの)

#### 冊 新設フェンス等の設置助成を申請される場合

- 新設フェンス等の基礎配筋詳細図
- 新設フェンス等の計画図
- 新設フェンス等のカタログ
- 新設フェンス等設置工事の見積書

#### ? その他

その他状況に応じて提出書類が異なりますので、申込の前にお問い合わせください。

各同意書・委任状について

各同意書、委任状の書式は窓口またはHPより入手可能です

### 工事契約時

- 契約書の写し

### 内容変更申請時

- 助成内容変更申請書 (第4号様式)
- 変更内容がわかるもの (見積書、図面等)

### 完了実績報告時

#### 目 提出書類 (共通)

- 助成実績報告書 (第7号様式)
- 領収書の写し
- 撤去工事が完了した写真

#### 冊 新設フェンス等の設置助成を申請された場合

- 基礎の配筋写真
- フェンス等の設置が完了した写真

### 助成金交付請求時

- 助成金交付請求書 (第9号様式)
- 支払金口座振替依頼書

## ■Q&A

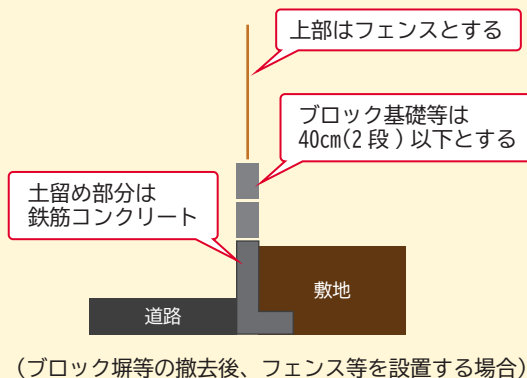
Q 木造住宅建替え等助成と一緒に申請できますか？

A 可能です。事前にご相談ください。

Q 敷地と道路等に高低差があり、ブロック塀等が一部土留めとして機能している場合、土留め部分も撤去しなければいけませんか？

A 撤去が必要です。

撤去後は、下図のような鉄筋コンクリート基礎等に土留め機能を持たせるようにお願いします。



Q 都合上立合いが難しいのですが、現地調査時に立合いは必要でしょうか。


A お立合いいただく必要はございません。

Q ブロック塀の面する道路が私道なのですが、助成制度の利用は可能でしょうか。

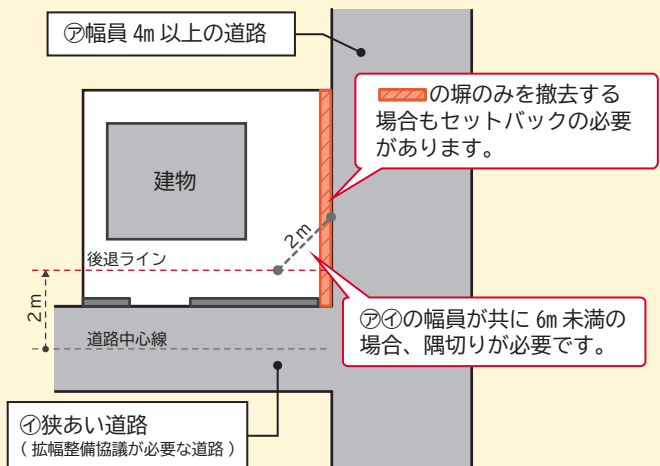
A 一般の方が通行できる道路であれば利用可能です。

Q ブロック塀等が4m以上の道路と狭あい道路の両方に面している場合、4m以上の道路に面した部分の撤去工事のみ助成金を申請する場合であっても、道路拡幅整備協議は必要ですか？

A 申請前に道路拡幅整備協議が必要です。

下図のように、の塀のみを撤去する場合もセットバックの必要があります。

また、敷地が角地の場合は隅切りの設置が必要な場合があります。



※私道の場合は隅切りの形状が異なります

Q 工事業者の指定はありますか。

また、紹介いただくことは可能ですか。

A 工事業者の指定はございません。

また、紹介は行っておりませんので、お客様ご自身でのご手配をお願いしております。

## ■留意事項

- ・助成交付決定の通知は、申請者様へ郵送させていただきます
- ・上記通知日以前に工事契約を行った場合、助成対象外となりますので、ゆとりを持ってご申請をお願い致します
- ・ブロック塀の高さを低くする工事は助成対象外となります
- ・道路に面した塀の部分的な撤去の場合は、残った部分が構造上安全であることが助成の条件です(狭あい道路に面する塀の場合はすべて撤去する必要があります)
- ・助成金を受けた不動産を、10年以内に譲渡等する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定等により、補助金の返還を求められます

※本助成制度とは別に、生け垣・植樹帯設置助成制度があります

詳しくは、中野区環境部環境課環境・緑化推進係(区役所8階)までご相談ください

## 問い合わせ先

中野区 都市基盤部 建築課 耐震化促進係 (区役所9階)

住所：東京都中野区中野 4-11-19

電話：03-3228-5576 FAX：03-3228-5668

メール：kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp